

国の米政策に関する意見書（案）

国は、平成 25 年 12 月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指す政策を展開するとして、4 つの改革を打ち出した。

その中の一つ、「生産現場の強化」として打ち出された「農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組みや、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し」については、いわゆる、平成 30 年からの、米の生産調整と直接支払交付金の廃止方針が明記されている。

しかし、この方針が示されて以降、国は、平成 30 年以降の米政策の方針について詳細な説明を行っていない。

また、昨年 10 月、T P P 交渉の大筋合意がなされたが、これについても、国は、米への影響はないとする試算結果を示した。しかし、本県では、独自に試算結果を公表し、安価な輸入米の流通により、国産米価格への影響が想定されることから、生産額が 15.2 億円減少するとしている。

本県は、「米」は基幹作物であり、米の価格の低下が続いている現在でも、県の農業生産額の約 6 割を占めており、また、国がすすめる農地集約や飼料用米生産にも、県を挙げて協力し取り組んできた。

しかしながら、現在、米の生産調整と直接支払交付金の廃止、T P P の影響により、農業について将来展望が描けない状況であり、生産現場の農家からは不満と不安の声が上がっている。また、市町からも、平成 30 年以降の農業政策が決められず、施策の組み立てができないとの意見が出ている。

国は、生産者が将来にわたって不安なく計画的に農業に従事できるよう、米については継続生産が可能となる新たな所得補償の仕組みづくりを行うこと。

また、麦、大豆、ソバ、飼料用米に対する支援強化策や法制化など、平成 30 年以降の施策体系や助成水準を早急に示すことを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 6 月 24 日

福 井 県 議 会